

最近発生した主なコンタミ事故の概要

事例	発生日時 (都道府県)	消防機関の覚 知日時 (給油取扱所 の覚知方法)	販売量	災害の発 生状況	概 要
1	H11.12.14 9時30分頃 (東京都)	H11.12.15 22時20分 (顧客からの 給油取扱所へ の通報で覚 知)	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン約17%混 合 17件、674ℓ ・ガソリン約8%混 合 44件、1339ℓ ・合計 61件 2013ℓ 	なし	<p>平成11年12月14日午前9時30分頃、スタンドへの納入業者が容量20kℓの灯油の地下タンク(残量3kℓ)に灯油2kℓを注入する際、ハイオクガソリン約1kℓが灯油の地下タンクに混入してしまい、これに気がつかずに、12月15日18時30分まで販売してしまったものである。</p> <p>なお、12月14日18時30分頃、別のローリーで更に灯油6kℓを追加給油したため、濃度は希釈された。</p>
2	H11.12.21 9時45分頃 (京都府)	H11.12.21 23時00分 (顧客からの 警察への通報 で覚知)	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン100%を 灯油として販 売 13件、416ℓ ・合計 13件 416ℓ 	ぼや火災 1件 (ストー ブの異常 燃焼)	<p>平成11年12月21日午前9時45分頃、移動タンク貯蔵所(第1室(灯油4kℓ)、第2室(ガソリン2kℓ)、第3室(ガソリン2kℓ)、第4室(ガソリン4kℓ))の危険物取扱者が、当初、灯油を積載していた第1室(灯油4kℓ)から灯油タンクに1.5kℓを荷卸したが、注入ホース内の残油をオイルパンに流した際、残油がオイルパンに残っていたオイルと混ざり、茶褐色をしていたため、危険物取扱者は、荷卸したのはガソリンだと思いこみ、第4室に灯油を積載していると思いこんだ。</p> <p>このため、この危険物取扱者は、すでに荷卸した灯油タンクにガソリンを混油してしまったと思い違い(実際は100%灯油)をしたため、業者に依頼し、灯油タンクの油の抜き取りと清掃を行い、空の状態にしてしまった。</p> <p>更に、約3時間後、もう一件の給油取扱所(事例3)で荷卸した後、清掃した灯油タンクに第4室のガソリン2kℓを荷卸してしまい、このガソリンを灯油として誤って販売してしまったものである。</p>

事例	発生日時 (都道府県)	消防機関の覚 知日時 (給油取扱所 の覚知方法)	販売量	災害の発 生状況	概 要
3	H11.12.21 11時00分頃 (京都府)	H11.12.21 23時00分頃 (事例2と同 じ)	・ガソリン約80%混 合 22件、591ℓ ・合計 22件 591ℓ	なし	平成11年12月21日午前11時頃、前記事例2の移動タンク貯蔵所の危険物取扱者が、積載している油種を前記事例2のとおり誤認していたので、第4室からガソリン2kℓを灯油の地下タンクに注入してしまい、混油に気づかずに販売してしまったものである。
4	H12.01.30 13時43分頃 (福岡県)	H12.01.30 15時30分 (給油取扱所 の従業員が当 該灯油を販売 していた時に おい等で気 づく)	・ガソリン約42%混 合 40件、1344ℓ ・合計 40件 1344ℓ	なし	平成12年1月30日午後1時43分頃、給油取扱所への納入業者が容量20kℓの灯油の地下タンク(残量3.8kℓ)に誤ってガソリン約2.8kℓを注入してしまい、混油に気づかずに販売してしまったものである。 原因は、給油取扱所側の従業員が油種、量等の適切な指示を行わなかったこと及び移動タンク貯蔵所の危険物取扱者も油種等についてスタンド側に再確認することなく荷卸し作業を行ったためである。
5	H12.02.05 17時30分頃 (愛知県)	H12.02.06 9時17分 (給油取扱所 の従業員が当 該灯油を販売 していた時に おい等で気 づく)	・ガソリン約11%混 合 11件、242ℓ ・合計 11件 242ℓ	なし	平成12年2月5日午後5時30分頃、給油取扱所への納入業者が容量9.5kℓの灯油の地下タンク(残量6kℓ)に誤って灯油約2.0kℓとガソリン約1.0kℓを注入してしまい、混油に気づかずに販売してしまったものである。 原因は、移動タンク貯蔵所の危険物取扱者が、灯油とガソリンを同時に荷卸しようとして、ホース2本をそれぞれの注入口に繋結し、灯油を荷卸しているときに、本来開放すべきでないガソリンを積載している室の底弁を誤って開放してしまったためである。